

鉛製給水管取替工事助成金制度の周知徹底について

平素は、京都市水道事業に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、平成19年6月から漏水を防止し、安全・安心な水道水を安定的にお届けするため、鉛製給水管（以下「鉛管」という。）の解消を目指し、鉛製給水管取替工事助成金制度（以下「助成金制度」という。）を設けております。

助成金制度の申請においては、お客さまから鉛管を取り替える給水装置工事の依頼を受けた京都市指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）の皆さまが、給水装置の所有者の代理として担当の給水工事課へ申請することを原則としております。しかしながら、指定業者の皆さまの理解不足やお客さまへの説明不足が原因で、工事後にお客さまから制度の内容や申請の可否などについて問合せを受けることがあります。また、申請内容の不備によって、助成金の交付決定に時間を要する事例及び当初の申請内容から助成金額が変更となった事例があります。

このような状況が続くと、指定業者の皆さまに対するお客さまからの信頼を失うこととなり、本市においても円滑な水道事業の運営に支障をきたすことにつながるため、助成金制度の内容及び申請方法について周知徹底させていただきます。

指定業者の皆さまにおかれましては、下記の送付資料を熟読いただき、京都市の指定業者として助成金制度の趣旨を十分御理解のうえ、お客さまへの説明及び助成金制度の代理申請を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 送付資料

- ・鉛製給水管取替工事助成金制度の内容及び申請方法に関する注意事項
- ・鉛製給水管取替工事助成金制度の提出書類チェックシート
- ・記入方法（鉛製給水管取替工事助成金交付請求書、申請書）

※問合せ先は裏面を御確認ください。

2 問合せ先

○本通知及び助成金制度の内容

京都市上下水道局水道部水道管路課

所在地 〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11-3 総合庁舎4階

電話 075-672-7749

○助成金制度に係る個別相談及び申請

京都市上下水道局水道部水道管路管理センター給水工事課

・北部担当

所在地 〒616-8084 京都市右京区太秦安井一町田町14 太秦庁舎3階

電話 ・北区、上京区的一条通以北、左京区の給水装置

075-841-3126（北部工事第1係）

・上京区的一条通以南、中京区、右京区、西京区（外畑地区除く）の給水装置

075-841-3127（北部工事第2係）

・南部担当

所在地 〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11-3 総合庁舎2階

電話 ・山科区、下京区、南区、伏見区醍醐支所管内の給水装置

075-672-3507（南部工事第1係）

・東山区、伏見区（醍醐支所管内除く）、西京区外畑地区の給水装置、

075-672-3511（南部工事第2係）

鉛製給水管取替工事助成金制度の内容及び申請方法に関する注意事項

鉛製給水管取替工事助成金制度（以下「助成金制度」という。）は、鉛管を取り替える給水装置工事の費用の一部を助成する制度です。そのため、給水装置工事の取扱いを理解したうえで、助成金制度の申請を行っていただく必要があります。給水装置工事は、**水道法**や**京都市水道事業条例**（以下「事業条例」という。）等の法令、助成金制度は、**京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱**（以下「交付要綱」という。）に基づき取扱いが定められています。

上記法令や要綱は全て十分に理解していただきたいところですが、今回は特に注意すべき内容を具体例と合わせて下記にまとめておりますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

1. 無届工事は条例違反

給水装置工事は、承認を必要としない工事（一時的給水装置工事、給水装置の軽微な変更又は軽易な給水装置工事）を除き、**全て管理者（京都市上下水道局）の承認を受ける**よう定められています。（事業条例第5条）

◆ 京都市水道事業条例 第5条（給水装置工事の承認）

給水装置工事をしようとする者（請負契約による場合にあっては、注文者）は、管理者が定めるところにより、**管理者の承認**を受けなければならない。ただし、当該給水装置工事が**一時的給水装置工事、給水装置の軽微な変更又は軽易な給水装置工事**であるときは、この限りでない。

◆ 京都市水道事業条例 第4条の2第2項第1号（抄）

一時的給水装置工事（給水装置が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において行うやむを得ない一時的な工事をいう。）

◆ 水道法施行規則 第13条（給水装置の軽微な変更）（抄）

給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

◆ 京都市指定給水装置工事事業者規程 第23条（軽易な給水装置工事）（抄）

軽易な給水装置工事は、特定区間以外の区間において施行する給水装置工事であって、次に掲げるものとする。

- (1) 給水管の取替えを伴わない漏水修繕
- (2) 延長5メートル以下の給水管の取替え
- (3) 止水栓、弁類又は継手類の取替え
- (4) 止水栓ボックスその他のきょう類の取替え

承認が必要な工事で承認を受けずに給水装置工事を施行することは**条例違反**であり、**不正又は不誠実な行為**（京都市指定給水装置工事事業者規程（以下「業者規程」という。）第5条）と認め、**指定取消し又は指定停止の処分の対象**（業者規程第8条及び第9条）になりますので、承認が必要な工事は必ず申請し、承認を受けてください。

なお、助成金申請を伴う場合には、申請をもって承認に代えることがあります。詳細は、事前相談時に問い合わせてください。

◆ 京都市指定給水装置工事事業者規程 第8条（指定の取消し）（抄）

管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、**指定を取り消す**ことができる。

(2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

(5) 第17条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の事業の運営をすることができないと認められるとき。

(7) 第22条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

◆ 京都市指定給水装置工事事業者規程 第9条（指定の停止）

前条各号に該当する場合において、指定工事業者に考慮すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め、**指定の効力を停止**することができる。

◆ 京都市指定給水装置工事事業者規程 第5条（指定の基準）（抄）

管理者は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定をしなければならない。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

オ その業務に関し**不正又は不誠実な行為**をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

また、鉛管取替工事、漏水修繕工事等の給水装置工事において承認が不要な工事であっても、施行した指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）は、**しゅん工図等**を作成し、**3年間保存**する必要があります。（業者規程第17条）場合によっては、京都市上下水道局（以下「局」という。）から**必要な報告又は資料の提出**を求めることがあります（業者規程第22条）、**正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出**がなされた場合には、承認を受けずに給水装置工事を施行したときと同様に、**指定取消し又は指定停止の処分の対象**（業者規程第8条及び第9条）になりますので御注意ください。

◆ 京都市指定給水装置工事事業者規程 第 17 条（事業の運営に関する基準）（抄）

指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

（6） 施行した給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から **3 年間保存**すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法第 16 条に定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果

◆ 京都市指定給水装置工事事業者規程 第 22 条（報告又は資料の提出）

管理者は、指定工事業者に対し、当該指定工事業者が施行した給水装置工事に關し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

●ケース①

助成金制度は、局ホームページ、市民しんぶん、検針時のお知らせビラによって、お客さまにも制度の周知を行っています。これらの広報媒体を御覧になられたお客さまから局へ、「先日水道工事を行ったが、助成金制度は利用できるのか。」という相談を受けることがあります。給水装置工事の承認が必要な、5 メートルを超える給水管の取替、新たな給水器具の増設といった相談の場合もあり、局に申請がないものについては**給水装置の無届工事**と考えられることもあります。

無届工事は、京都市の水道施設の維持管理に支障が出るおそれがあり、施行した指定業者の**指定取消し又は指定停止の処分**となる可能性があるため十分に注意してください。また、局への相談の結果、助成金制度の対象と判明し申請されることもあります。スムーズな助成金の交付のためにも、施行の際に指定業者の皆さまからお客さまへ御案内してください。

●ケース②

助成金制度の申請時、工事を施行した指定業者が**しゅん工図等を保存していない**がために、必要な書類が用意できないケースがあります。

ケース①と同様に、**指定取消し又は指定停止の処分**となる可能性があるため十分に注意してください。

2. 事前相談の徹底とお客さまへの丁寧な説明

助成金制度を利用される場合は、必ず**給水工事課で事前相談**を行い、助成金制度の対象工事（交付要綱第2条）を確認してください。場合によっては、**助成金制度の対象にならないことや当局の費用で施工できる範囲が含まれることがあります。**

また、助成金制度の利用は、**同一の給水装置に対して1回限り**（交付要綱第3条）となります。工事の費用や施工範囲について、必ず施工前にお客さまに説明し、後のトラブルにならないようにしてください。

◆ 京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱 第2条（対象工事）（抄）

この要綱による助成の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、京都市の給水区域内において施工する工事であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 次の各号に掲げる部分に存在している鉛管の全部又は一部を、当該各号に掲げる材質の給水管に取り替える工事であること。

ア 宅地内の給水用具から水道メーターまでの部分 水道法第16条に規定する基準に適合する鉛以外の材質

イ 特定区間のうち水道メーターから1.5メートル程度の範囲で合理的と認められる部分 同項の規定により管理者が指定する材質

(2) 給水管及び水道メーターの口径の変更を伴う工事でないこと。ただし、給水管の口径を13ミリメートルから20ミリメートルに変更する場合は、この限りでない。

(3) 京都市指定給水装置工事事業者が施工する工事であること。

(4) 官公署及びこれに準じる機関が実施する工事でないこと。

(5) 給水装置を全面的に改造する工事など、鉛管の取替えを主たる目的としない工事でないこと。

◆ 京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱 第3条（交付の対象）（抄）

1 助成金は、対象工事を行う者に対し交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象工事を行う者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の対象としない。

(2) 同一の給水管における鉛管部分の取替えについて、既に助成金の交付を受けたことがあるとき。

3. 対象外工事費は含まない

助成金制度の対象は、鉛製の給水管をそれ以外の材質の給水管に取り替える工事のみが対象になります。(交付要綱第2条) 対象外工事の工事費を助成金の額の算定に含むことはできないため(交付要綱第4条)、万が一、助成金の対象範囲と対象範囲外の工事を同時に施行される場合は、**対象範囲と対象範囲外の工事費を明確に分けた書類**を提出してください。

- ◆ 京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱 第4条(助成金の額)(抄)
助成金の額は、**対象工事**1件につき、当該工事に係る費用の2分の1の額とする。ただし、150,000円を限度とする。

● 対象外工事費の例

- ・漏水調査費
- ・水栓取替費(鉛管と直結されている場合は対象とする。)
- ・給湯配管工事費
- ・設計審査費、竣工検査費
- ・受水槽以降の工事費(給水装置に該当しないため)

4. 工事写真と図面による証明

局では、助成金制度の申請があった場合、審査の一部として**工事写真**と**図面**の確認を行います。

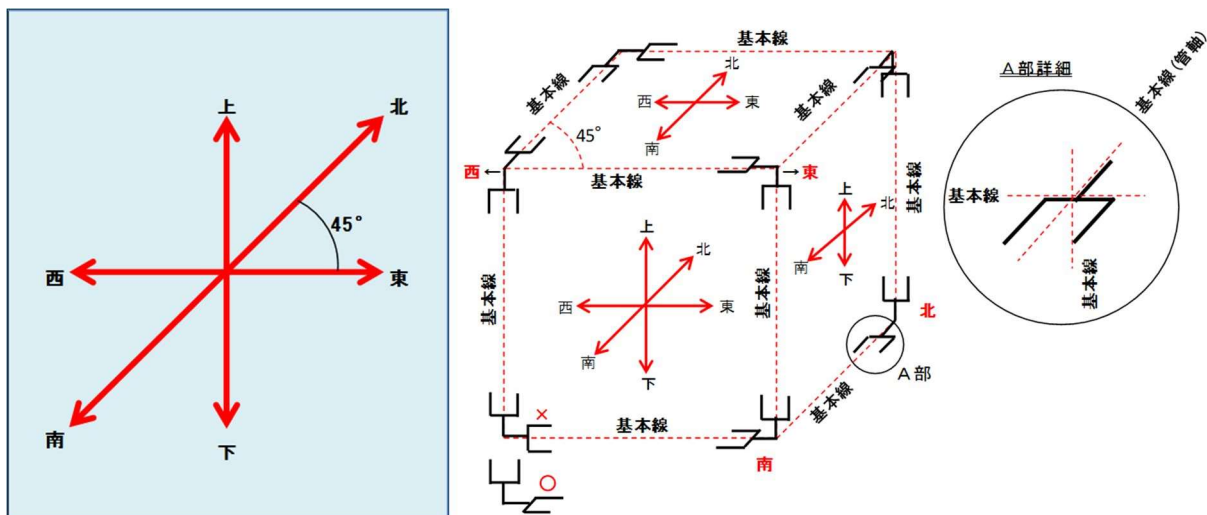
工事写真は、鉛製給水管取替工事の施工過程を確認するために、**施工前、施工中(鉛管が写っているもの)、施工後**の写真の提出が必要です。(交付要綱第5条)

なお、写真の不足により、**鉛管の取替範囲等が証明できない場合は、原則申請を受け付けられません**ので、御注意ください。

- ◆ 京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱 第5条(交付の申請)(抄)
3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (3) 給水管の配管状況が分かる図面
 - (4) 工事写真(鉛製給水管取替工事の施工過程が確認できるもの)

また、図面の作成にあたっては、分かり易い文字の大きさと、方角や材料符号を正しく標記してください。正しい材料符号や図面の書き方が分からない場合は、局 HP に掲載している最新の「給水装置工事基準」を参考にしてください。

【参考】



申請書類の作成においては、別添の鉛製給水管取替工事助成金制度の提出書類チェックシート及び申請書の記入方法も十分に御確認いただき、過不足なく書類の作成をお願いします。

【参考 HP】

○京都市水道事業条例 全文

https://en3-jg.d1-law.com/kyoto/dlw_reiki/H145901010070/H145901010070_j.html

○京都市指定給水装置工事事業者規程 全文

https://en3-jg.d1-law.com/kyoto/dlw_reiki/H410977300011/H410977300011_j.html

○京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱 全文

https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/cmsfiles/contents/0000265/265123/youko_20230401.pdf

以上

鉛製給水管取替工事助成金制度の提出書類チェックシート

●助成金制度の申請時、提出書類の確認に御利用ください。(チェックシートの提出は不要です。)

□	助成金交付請求書 (様式第4号)	☐ 日付を記入していない。 ☐ 請求金額(助成金額)を記入していない。 ☐ 請求者と口座名義人が一致する。(親子関係、会社等除く)
□	助成金交付申請書 (様式第1号)	☐ 日付を記入していない。 ☐ 申請者と請求者(助成金交付請求書に記載)が一致する。 ☐ 申請者と使用者が一致する。(親子関係、会社等除く) ☐ 工事代金が領収書金額と一致している。 ◆ 開栓中の場合 ☐ 給水装置設置場所及び使用者名が上下水道局の登録情報と一致する。 ◆ 閉栓中の場合 ☐ 給水装置設置場所が上下水道局の登録情報と一致する。 ☐ 使用者名を記入していない。
□	工事代金に係る領収書の写し	☐ 日付を記入している。(工事日以降の日付) ☐ 発行元が京都市指定給水装置工事事業者である。 ☐ 宛先が申請者もしくは使用者である。 ☐ 但書きが記入されている。(但し、鉛管取替工事として 等) ◆ 但書きがない場合、但書きの工事名が助成金対象工事か確認できない場合(給水管修繕工事等) ☐ 内訳金額を確認できる書類(見積書、請求書等)を添付している。 ☐ 内訳工事内容と写真との整合性がとれている。(土間復旧等) ☐ 見積書の場合、見積書の日付が工事日より前である。 ☐ 内訳金額を確認できる書類の合計金額が領収書金額と一致する。 ☐ " の宛先が申請者もしくは使用者である。 ☐ " の発行元が京都市指定給水装置工事事業者である。
□	工事における使用材料が分かる書類	☐ 材料ごとに材料名、口径及び数量を記載している。(一式計上していない) ☐ 使用材料が図面、写真と整合している。
□	給水管の配管状況が分かる図面	☐ 平面図と立面図を作成している。 ☐ 給水装置工事基準に則って図面を作成している。(配管記号、方位など)
□	工事写真(鉛製給水管取替工事の施工過程が確認できるもの)	☐ 工事前、工事中、工事後の写真がある。 ☐ 工事中の写真に鉛管が写っている。 ☐ 写真と図面が整合している。
□	その他	☐ 修正テープ、修正ペン、砂消しゴム等で訂正していない。 ☐ 請求書を修正していない。 ☐ 申請が工事後1年以内である。 ☐ 受水槽以降の配管ではない。

記入方法

様式第4号（第8条関係）

受付番号	—	記入しない
------	---	-------

鉛製給水管取替工事助成金交付請求書

平成になっていないか確認

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長		令和 年 月 日		記入しない
申請者の住所		請求者の氏名		お客様にて記入
様式第1号の申請者の住所・氏名と同じ住所・氏名を記入		電話番号 —		
鉛製給水管取替助成金交付額の決定を受けた工事助成金について、京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり請求します。				

1 助成金口座振替先

請求金額（助成金額）	金 円					記入しない
振込希望金融機関名等	ゆうちょ銀行以外		ゆうちょ銀行			お客様にて記入
	銀行・信用金庫 本店・支店		【店名】 漢数字			
預金種目	1 普通預金 2 当座預金 3 その他 ()					お客様にて記入
口座番号					右づめで記入してください。	
(フリガナ) 口座名義	申請者（請求者）名と同じ名義					

2 添付資料

鉛製給水管取替工事助成金交付決定通知書（様式第2号）の写し

.....（局記入欄）.....

取替工事場所	京都市	区		
お客さま番号	検針区	使用者コード		水栓番号

記入しない

記入方法

様式第 1 号（第 5 条関係）

受付番号	—	記入しない
------	---	-------

鉛製給水管取替工事助成金交付申請書

平成になっていないか確認

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長	令和 年 月 日	記入しない
申請者の住所	申請者の氏名	お客様にて記入
	電話番号 —	

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により鉛製給水管取替工事助成金の交付を申請します。			
給水装置設置場所	京都市 区 上下水道局に登録されている設置場所を記入		お客様にて記入
使 用 者 名	開栓中の場合は、上下水道局に登録されている氏名を記入。 閉栓中の場合は記入しない。		
お 客 さ ま 番 号	検針区	使用者コード 水栓番号	
工 事 代 金	税込みで記入 円 領収書の金額と同じ金額を記入		

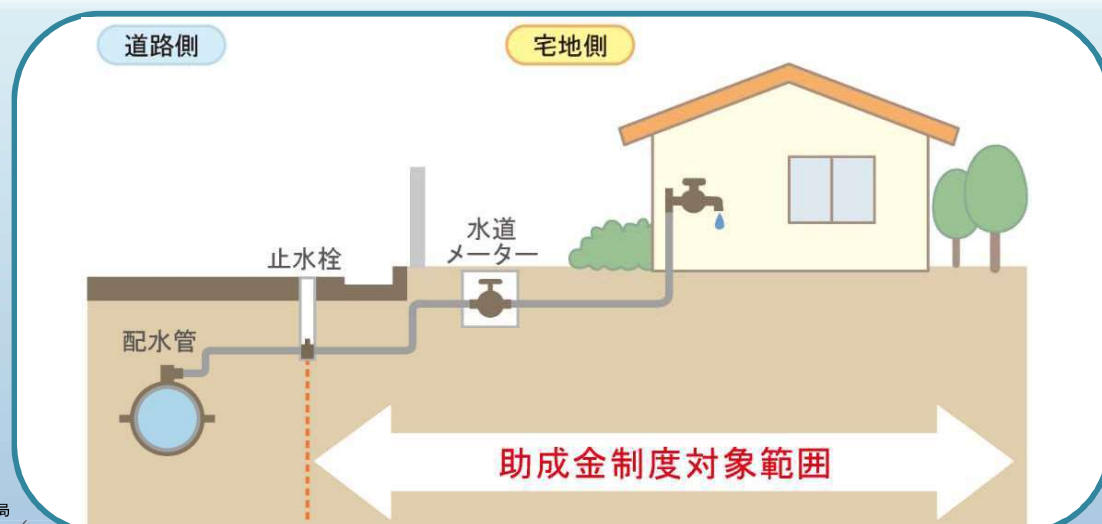
添付書類

- 1 工事代金に係る領収書の写し ※指定給水装置工事事業者名が確認できること
- 2 工事における使用材料が分かる書類 ※図面や見積書等に記載でも可
- 3 給水管の配管状況が分かる図面 ※取替延長にかかわらず平面図と立面図が必要
- 4 工事写真（鉛製給水管取替工事の施工過程が確認できるもの）※施工前、中、後の写真
撤去した鉛管が写っている写真

鉛製給水管取替工事助成金制度

～ 鉛製給水管取替工事助成金制度ってなに？ ～

敷地境界から宅地内の蛇口等までの間にある鉛製給水管（以下「鉛管」という。）を取り替える工事を実施するとき、申請により工事代金の一部を補助する制度です。



京都市上下水道局
マスコットキャラクター
澄都(すみと)くん



鉛製給水管取替工事助成金制度の内容

- 対象 京都市水道事業の給水区域内における給水装置の所有者
- 内容 所有者が敷地境界から蛇口等までの間に存在する鉛管を鉛以外の材質の給水管に取り替える工事をするとき(漏水修繕時に取り替える工事を含む)

※対象外工事

- ・水道メーターの口径変更
- ・新築・建替え等の全面的な改造工事

- 助成額 対象となる工事費(消費税及び地方消費税込み)の2分の1

※ただし、上限15万円が限度額になります

- 受付期間 各年度4月1日から翌年1月末まで(申請は施工後1年以内)

※ 助成金制度の利用をご希望の際は、担当の給水工事課(裏面参照)へご確認をお願いします



京都市上下水道局
マスコットキャラクター
ひかりちゃん

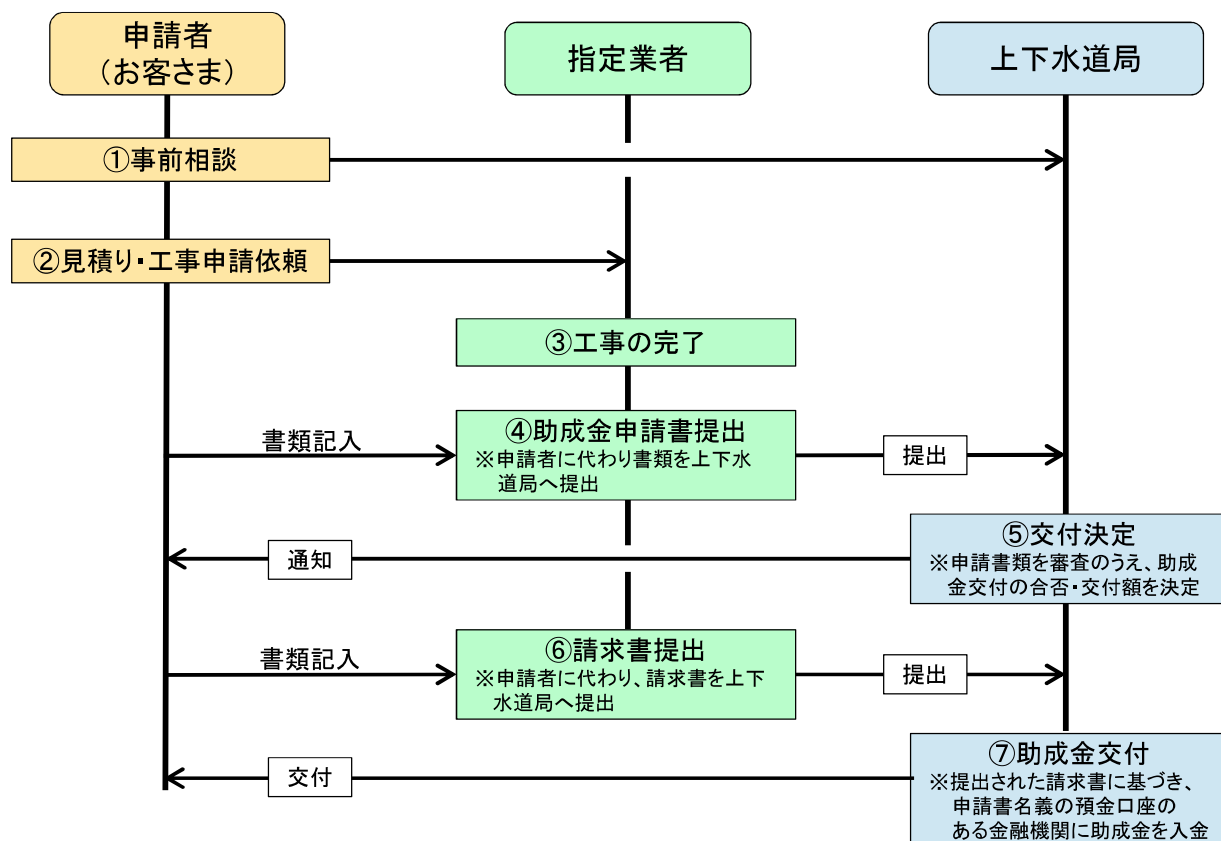
京の水からあすをつくる 京都市上下水道局



鉛製給水管取替工事助成金が 交付されるまで



- 手続
- ・取替工事を検討されるときは、**必ず事前に給水工事課にご相談ください。**
 - ・ご相談のうえ、お客さまご自身で京都市指定給水装置工事事業者（以下、「指定業者」という。）に工事費の見積※等を確認していただき、工事を依頼してください。
 - ・申請に関する手続きは、工事後に指定業者が上下水道局に代理申請します。



※ 工事費の見積りは有料となる場合がありますので、事前にご確認ください

◎申請・工事等に関する詳細は、下記にお問い合わせ願います。

名称	住所	工事区域	電話番号
給水工事課	〒616-8084 右京区太秦安井一町田町14 (太秦庁舎3階)	(北部工事第1係) 北区、上京区的一条通以北、左京区	(075) 841-3126
		(北部工事第2係) 上京区的一条通以南、中京区、右京区、西京区(外畑地区除く)	(075) 841-3127
	〒601-8116 南区上烏羽鉾立町11-3 (総合庁舎2階)	(南部工事第1係) 山科区、下京区、南区、伏見区醍醐支所管内	(075) 672-3507
		(南部工事第2係) 東山区、西京区外畑地区、伏見区(醍醐支所管内除く)	(075) 672-3511

上下水道局水道部水道管路課 電話番号 (075) 672-7749

ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>